

第4章 保険に関する制度の企画・立案

第1節 保険業法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令・府令等の整備

I 経緯等

保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、根拠法のない共済への対応及び保険契約者保護制度等の見直しを主な内容とする「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）」が、平成17年4月22日に成立し、同年5月2日に公布された。施行日は同法附則及び施行日政令に基づき、一部を除き18年4月1日とされ、関係政令及び府令等について所要の規定の整備を行った。

II 主な政令、府令等の改正

1. 根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入に関する政令、内閣府令等
根拠法のない共済への対応に係る改正法の施行に伴い、保険業の定義から除外されるもの、少額短期保険業者に係る保険の保険金額、收受する保険料の基準、最低資本の額及び供託に係る手続等、所要の規定の整備を行った。その主な改正内容は次のとおりである。

(1) 「保険業」の定義から除外されるもの

「保険業」の定義から除外されるものとして、地方公共団体が区域内の事業者又はその役員・使用人を相手方として行うもの、一の会社又は連結対象子会社等がその役員・使用人等を相手方として行うもの、一の専修学校・一部の各種学校がその生徒を相手方として行うもの、1,000人以下の者を相手方とするもの等を規定することとした。

ただし、1,000人以下の者を相手方とする場合であっても、密接な関係のある二以上の団体が相手方とする者の総数が1,000人を超えるもの、再保険の引受けを行うもの、一の個人から一年間に收受する保険料の合計額が50万円を超えるもの等は「保険業」の定義に含まれることとした。

(2) 少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険期間及び保険金額の上限等

ア. 少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険期間について、生命保険・医療保険等は1年、損害保険については2年とし、保険金額の上限については下記のとおりとした。

- ① 通常の重度障害・死亡 300万円
- ② 疾病・傷害による入院給付金等 80万円
- ③ 傷害による重度障害・死亡 600万円

④ 損害保険 1,000 万円

なお、重度障害で給付を行った場合、死亡による給付は制限される等の各種調整規定を設けることとした。

イ. 少額短期保険業者が一人の被保険者について複数の保険契約を引き受ける場合は、すべての保険契約に係る保険金額を合算して、総額が1,000 万円以下、かつ、ア①～④に掲げる保険の区分に応じたすべての保険金額の合計額がそれぞれの区分に定める金額以下であることとした。

ただし、ア④の保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれる個人賠償保険（自動車の運行に係るものを除く。）を含むものがある場合には、別枠で1,000 万円とした。

ウ. 少額短期保険業者は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が100 人（複数の保険契約の場合は合算）を超える保険の引受けを行ってはならないこととした。

エ. 経過措置により、施行日から7年間、既存事業者が、超過部分を再保険に出すことにより引受けを行うことができる保険金額の上限は、アに掲げる保険の区分に応じ、それぞれ定める金額の5倍（ア②の保険については3倍）とした。

(3) 事業規模制限

少額短期保険業者の事業規模制限の基準を、年間収受保険料（再保険に付した際に再保険会社から収受する手数料を含み、再保険料を控除。）で50 億円以下とした。

(4) 最低資本金・基金、供託金

少額短期保険業者の最低資本金・基金、業務開始時の供託金の額については、それぞれ1,000 万円とし、供託金は、保険料収入の増加に応じて段階的に積み増す（正味収受保険料の100分の5）こととした。

なお、小規模に運営されている既存事業者の円滑な移行を可能とするため、経過措置により、施行後7年間は、小規模な団体（相手方とする者の総数が5,000 人以下）の最低資本金・基金、供託金の額を軽減（1,000 万円→500 万円）することとした。

(5) 関連業務の範囲

少額短期保険業者が内閣総理大臣の承認を受けて行うことができる関連業務は、他の少額短期保険業者又は保険会社のために行う保険募集、保険事故の調査、書類の作成等とした。

(6) 業務運営に関する措置

保険募集に際して、少額短期保険募集人が、更新型の保険については

保険料の見直し等を行う場合があること、セーフティネットの対象外であること、引き受けられる保険の保険金額に制限があること等を書面の交付その他適切な方法により説明を行うこと等の措置を、少額短期保険業者が講じなければならないこととした。

(7) ディスクロージャーの内容

業務及び財産の状況に関する説明書類について、保険会社並みのディスクロージャーを求めることとし、また、資本金等の額が3億円以上の少額短期保険業者については、外部監査を義務付けることとした。

(8) 責任準備金の積立て

責任準備金について、契約者保護の観点から保険会社並みの積立てを求めることとし、少額短期保険業者が引受け可能な保険に対応して計算区分を規定することとした。

なお、保険契約を再保険に付した場合は、当該再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができることとするほか、既存事業者の積立負担に配慮する観点から、経過措置等により、異常危険準備金の積立基準を緩和することとした。

(9) 支払余力基準

保険会社と同様、保険金等の支払余力の充実の状況を示す比率が200%を下回った場合に、監督上必要な措置を命ずることができる仕組み（早期是正措置）を設けることとした。

(10) その他

登録申請の手続、供託の手続、子会社の範囲等の制度の細目等を、内閣府令・告示において規定することとした。

2. 保険契約者保護制度の見直しに関する政令、府令等

保険契約者保護制度の見直しに係る改正法の施行に伴い、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助の要件等、損害保険契約その他の保険契約の種類、予定利率等を踏まえた補償率等の見直し等及び運用実績連動型保険契約に関する規定の整備等、所要の規定の整備を行った。その主な改正内容は次のとおりである。

(1) 政令の概要

ア. 政府の補助に係る特例会員

特例会員として、平成18年4月1日から21年3月31日までに更生手続開始の申立てが行われたもの等を定めることとした。

イ. 生命保険契約者保護機構の借入残高の基準日

生命保険契約者保護機構の借入残高の基準日を、特例会員につき更生計画の認可の決定があった場合には当該決定があった日等とすることとした。

ウ. 生命保険契約者保護機構の費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額

特例会員に係る資金援助等の費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額を、当該費用の額から上記イの基準日における当該機構の保険契約者保護資金の残高及び当該機構の会員の未納負担金等を控除した額とすることとした。

エ. 長期的な収支を勘案した額

生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額は、4,600 億円とした。ただし、上記イの基準日において、他の特例会員に係る上記イの基準日が経過し、かつ他の特例会員に係る資金援助その他の業務に要する費用が支出されていない場合には、4,600 億円から当該費用の額を控除した額等とすることとした。

オ. 特例会員の破綻の場合の認定の手續

(ア) 生命保険契約者保護機構は、上記イの基準日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に上記ウの額を加えた額が上記エの額を超える場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、改正法による改正後の保険業法附則第 1 条の 2 の 14 第 1 項に規定するおそれがある旨の認定の申請を、当該借入残高等を記載した申請書を提出してすることができることとした。

(イ) 内閣総理大臣及び財務大臣は、当該申請があった場合において、当該申請書の内容その他の事情を勘案して、改正法による改正後の保険業法附則第 1 条の 2 の 14 第 1 項に規定するおそれがある旨の認定をするものとした。

カ. 生命保険契約者保護機構に係る借入金の限度額の特例

生命保険契約者保護機構に係る借入金の限度額の当分の間の特例を、特別会員に係る借入金限りとした。

キ. 金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限

内閣総理大臣が金融庁長官へ委任する権限から除かれる権限として、上記オ（イ）の認定を加えることとした。

(2) 内閣府令・財務省令、内閣府令等の概要

ア. 損害保険契約その他の保険契約の種類、予定利率等を踏まえた補償率等の見直し等

(ア) 損害保険会社のセーフティネットの見直し

a. 損害保険会社に係る補償対象契約の範囲を、日本における元受保険契約一般とした。ただし、自動車保険以外の第二分野の保険契約については、個人、小規模法人（常用従業員 20 人以下の法人）

又は管理組合が保険契約者であるものに限ることとした。

- b. 特定補償対象契約とは、以下のものとした。
 - ① 第二分野の保険契約（自賠責保険契約を除く）
 - ② 第三分野の保険契約のうち、短期の傷害保険契約、特定の海外旅行傷害保険契約
 - ③ その他第三分野の保険契約（年金型契約を除く）のうち積立勘定に係る部分
- c. 管理を命ずる処分に伴う業務停止の例外として特定補償対象契約の解約を受け付けることができる期間を、当該業務停止の時から3か月とした。
- d. 特定補償対象契約の補償率を以下のとおり規定することとした。
 - ① 破綻後3か月までに発生した保険事故に係る保険金 100%
 - ② その他 80%
- e. 上記にかかわらず、家計地震保険契約・自賠責保険契約は、保険契約者を問わず補償対象契約とし、補償率は100%（改正前どおり）
- f. 上記以外の保険契約の補償率は、90%（改正前どおり）

(イ) 保険契約の予定利率に応じた補償率の見直し

- a. 補償率90%の補償対象契約のうち高予定利率契約（予定利率が過去5年間常に基準利率を超えていた保険契約）に該当するものの補償率を、 $(90 - \text{補償控除率})\%$ とした。ただし、基準弁済見込率（資金援助がない場合の想定弁済率）を下限とすることとした。
- b. 基準利率とは、生命保険会社・損害保険会社それぞれにつき、過去5事業年度の保険契約者保護機構加入会社全社の運用利回りの年平均値を超えるものとして金融庁長官・財務大臣が定める率とすることとした。
- c. 金融庁長官・財務大臣が定める率は、生命保険会社・損害保険会社とも、年3%とすることとした。
- d. 補償控除率とは、 $\{(\text{予定利率} - \text{基準利率}) \times 5 \times 1/2\}\%$ とすることとした。

(ウ) 責任準備金の補償に係る資金援助の対象としての責任準備金と生命保険契約者保護機構の各会員の負担金の算定基礎となる責任準備金とに関する規定の整備

- a. 責任準備金の補償に係る資金援助の対象が個々の保険契約に関し積み立てられるべき責任準備金（個別的責任準備金）であることを明確化することとした。
- b. 上記明確化を踏まえ、受益と負担とのバランスの観点から、生命保険契約者保護機構の各会員の負担金の算定基礎となる責任準備金の範囲につき所要の整備を行うこととした。

(エ) その他

- a. 保険契約者保護機構の運営委員会・評価審査会の構成、開催状況等の情報開示を定めることとした。
 - b. 保険募集に際し、補償対象契約の範囲および高予定利率契約に係る上記ア（イ）の補償控除率制度に関する、書面交付その他の適切な方法による説明義務を課すこととした。
 - c. ディスクロージャー資料の記載事項に、保険契約者保護機構に対する負担金を加えることとした。
- イ. 運用実績連動型保険契約に関する規定の整備
- （ア）運用実績連動型保険契約その他の特別勘定を設置すべき保険契約の具体的範囲を規定することとした。
 - （イ）運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（以下「特定特別勘定」という。）を一般勘定及び特定特別勘定以外の特別勘定と分別して管理するための体制等（帳簿等の作成・保存を含む。）を整備しなければならないこととした。
 - （ウ）運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定部分を、補償対象契約から除くこととした。

第2節 銀行等による保険販売規制の見直しについて

I 解禁のスケジュール等について

1. 銀行等による保険商品の窓口販売については、従来、住宅ローン火災保険や個人年金などに限って認められてきたが、平成17年12月22日より、さらに以下の商品を解禁することとした。
 - ① 生命保険 一時払終身保険、一時払養老保険
保険期間10年以下の平準払養老保険（法人契約を除く）
等
 - ② 損害保険 自動車保険以外の個人向け保険（事業関連の保険、団体契約等を除く）
 - ③ 第三分野 積立傷害保険
2. これらの商品の解禁にあたっては、従来から講じてきた抱き合わせ販売の禁止や、保険募集業務・銀行業務間の情報流用の禁止に加えて、新たな弊害防止措置を講じることとした（下記II参照）。
3. 19年12月22日まで、2年間、銀行等による保険募集の実施状況等をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、全面解禁に移行することとした。ただし、モニタリングの結果必要な場合には全面解禁の実施時期の見直しを行うこととしている。

II 新たな弊害防止措置の主な内容

1. 融資先販売規制：以下に対する保険募集を制限することとした。
 - ① 事業資金の融資先である法人、その代表者及び個人事業主
 - ② 事業資金の融資先である小規模事業者（従業員数50人以下の企業）の役員・従業員
2. 事業資金の融資業務と保険募集の担当者を分離することとした。
3. 融資の申込者に対する融資審査期間中の保険募集を禁止することとした。

III 今回の解禁における中小金融機関特例

1. 中小金融機関において、生命保険等の保険募集を小口（契約者一人当たり保険金額1,000万円以内）に限る場合は、
 - (1) 従業員等への保険募集が制限される小規模事業者を従業員数20人以下の企業とすることとした。

(2) 事業資金の融資業務と保険募集の分離について、厳格な担当者の分離に代わる措置を講ずることができることとした。

2. 協同組織金融機関について、生命保険等の保険募集を小口（同上）に限る場合は、融資先である会員又は組合員に対する保険募集ができることとした。